

Tokyo Bar Association

東京弁護士会

あなたにとって身近な
弁護士会をめざしています

▶ サイトマップ ▶ English

▶ 会員専用ページ

サイト内検索

相談する

お知らせ

東京弁護士会とは

修習生・弁護士求人情報

法律事務職員のページ

相談する

トップ > 相談する > その他の問題 > 公益通報(内部告発)

公益通報(内部告発)

公益通報相談をされたい方へ

公益通報FAQ

リンク集

■ 公益通報者保護制度(内部通報者保護制度)とは? ~制度の意味と目的~

新聞やテレビの報道をみていると、自動車メーカーのリコール隠し、病院における医療ミス、食肉の原産国や産地表示を偽って販売した食品メーカーなど、法令違反行為によって国民の財産や健康が脅かされる事態は枚挙にいとまがありません。このようなケースにおいては、内部通報が端緒となって発覚し、あるいは、通常であれば表に出てくるはずのない内部の事情が明らかとなったために、被害の拡大を防止できたり、責任追及が可能となることも少なくないのです。

公益通報者保護制度は、法令違反行為の事実を通報した人を、解雇その他の不利益な取り扱いから守ることを目的としています。このように通報者を保護することによって、上記のような被害の発生や拡大を防止することができるわけです。また、通報を受けた企業にとっても信用喪失による損害を回避しうることになります。

東京弁護士会の公益通報者相談窓口は、通報をこれからしようとする人、通報をしたことによって不利益な取り扱いを受けている人に対して助言と協力をいたします。また、通報窓口や相談窓口を設けようとしている企業その他の団体からの相談にも応じます。

勇気をもって是非ご相談ください。

公益通報相談窓口が開設されました！

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三弁護士会は、公益通報者保護法の施行を受けて公益通報相談窓口を設けました。

弁護士会の公益通報相談窓口では、公益通報者保護法が保護の対象とするものより広く、自分は被害を受けていないが、第三者とりわけ企業・団体外の人々、社会に対して被害を与えている場合について告発するものであれば相談ののってもらえます。

弁護士は相談者、依頼者の秘密に関して一般的に守秘義務を負います。仮に公益通報者保護法の対象外の事項について相談して秘密が漏れた場合であっても、相談者は会社等から秘密保持義務違反に問われることはありません。1人であれこれ悩まないで、まず専門的知識のある弁護士に相談してみましょう。

なお、公益通報に当たらない相談は、それが法律相談と判断される場合には、労働相談等の適切な法律相談窓口の紹介を受けることが出来ます。

公益通報相談の料金は?

相談料は無料です。お気軽にご相談ください。

公益通報相談をするには?

公益通報相談をするには、まず、本ホームページの公益通報相談カードをダウンロードしプリントアウトして、公益通報相談カードに相談内容を記入のうえ、弁護士会の公益通報相談窓口宛てに郵送してください(なお、秘密保持のため、FAXでの受け付けは行いません)。

その後、弁護士会から貴方宛に相談担当弁護士2名の氏名、事務所住所、電話番号などの通知が郵送によってなされます。

相談場所は、弁護士会、相談担当弁護士の事務所等、貴方が秘密保持のため必要と望む場所を相談場所とすることも可能です(詳細は相談担当弁護士と交渉のうえ決定してください)。

A ページトップ

Tokyo Bar Association

東京弁護士会

あなたにとって身近な
弁護士会をめざしています

▶ サイトマップ

▶ English

▶ 会員専用ページ

サイト内検索

相談する

お知らせ

東京弁護士会とは

修習生・弁護士求人情報

法律事務員のページ

相談する

[トップ](#) > [相談する](#) > [その他の問題](#) > [公益通報](#) > 公益通報相談をされたい方へ

公益通報(内部告発)

TOP

公益通報相談をされたい方へ

公益通報FAQ

リンク集

公益通報相談をされたい方へ

「公益通報者保護相談カード」は[こちら](#)をご利用下さい。

- この法律相談は、事業者が国民の生命、身体、財産の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令に違反する行為を行ったり、まさに行おうとしていることを、公益を目的として通報をしようとする人や、公益通報により不利益を受けた人に、法的な助言や弁護士を紹介することを目的としています。
- HPに掲載してある「公益通報者保護相談カード」をダウンロードして相談カードに必要事項をご記入いただき、担当事務局あて郵便でお送りください。
- 匿名性保持のため、封筒に氏名、住所は記入しないで送りいただいて結構です。
- 追って、相談日時、相談場所、相談担当弁護士をご連絡いたします。
- 相談料は無料です。
但し、公益通報に当たらない相談の場合には、労働相談等の適切な法律相談窓口を紹介させていただきます。
なお、その場合の法律相談料は、有料(30分5,250円)となります。
- なお、相談カードの記載事項は、この公益通報相談に利用するほか、固有名詞やその他の秘密を守りつつ公益通報相談制度改善のための資料とすることがありますので、あらかじめご了承ください。

送付先

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

弁護士会館11階

第一東京弁護士会「公益通報問題」係

Tel:03-3581-2425

相談する

- ▶ 逮捕/刑事事件
- ▶ 離婚・相続/家事事件
- ▶ 交通事故
- ▶ 借金問題
- ▶ その他の問題
- ▶ 相談窓口一覧
- ▶ 弁護士を探す
- ▶ 弁護士費用は？
- ▶ 弁護士への苦情
- ▶ 法律関連リンク集

[ページトップ](#)

▶ ご意見・ご要望 ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護方針

Copyright © TOKYO BAR ASSOCIATION All rights reserved.

Tokyo Bar Association

東京弁護士会

あなたにとって身近な
弁護士会をめざしています

サイトマップ

English

会員専用ページ

サイト内検索

相談する

お知らせ

東京弁護士会とは

修習生・弁護士求人情報

法律事務職員のページ

相談する

トップ > 相談する > その他の問題 > 公益通報 > 公益通報FAQ

公益通報(内部告発)

TOP

公益通報相談をされたい方へ

公益通報FAQ

リンク集

■ 公益通報FAQ

Q.1 公益通報とは何ですか。

A.1 公益通報とは、労働者が、不正の目的でなく、その労務提供先またはその役員・従業員等について法令違反行為が生じていること(または、まさに生じようとしていること)を、その労務提供先等に対して通報することです。(公益通報者保護法2条参照)。これは公益通報者保護法によった説明であり、公益通報者保護法は、一定の条件を満たした通報について保護を要求しています。

注意しなければならないのは、公益通報者保護法に定める条件にあたらずとも保護される場合があるという点です。公益通報者保護法は平成18年4月1日から施行された法律ですが、裁判所はそれ以前から一般法理(解雇権濫用法理など)によって公益通報を保護してきており、このことは公益通報者保護法が施行された後も変わらないのです。

東京弁護士会の公益通報相談窓口は、公益通報者保護法にいう公益通報はもちろん、これにあたらなない場合についても広く相談に応じています。

Q.2 なぜ、弁護士会が公益通報の相談窓口を設けているのですか。

A.2 公益通報者保護法が衆議院で可決された際、付帯決議8項に「民間における相談窓口の充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること」という文言が盛り込まれました。この要請を受けて弁護士会が公益通報について適切な助言と協力を行うために相談窓口が設けられたのです。

Q.3 東京弁護士会の相談窓口相談した場合、相談したことが外部に漏れたりしないでしょうか。

A.3 弁護士はその職務上知り得た秘密を保持する義務を負っていますので(弁護士法23条)、弁護士会の相談窓口に来たことやその相談内容が外部に漏れることはありません。

Q.4 弁護士会の相談窓口相談の申し込みをした場合の具体的な流れを教えてください。

A.4 概ね下記のような流れになっています。



公益通報相談カードをダウンロードして相談カードに必要事項を記入していただき、これを郵送してください(宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階 第一東京弁護士会「公益通報問題」係)。

その後、相談担当となった弁護士から相談者の方に連絡をさせていただきますので、その際に、面談の日時・場所を確認してください。原則として弁護士2名が1組となって対応をいたします。

なお、相談の結果、公益通報以外の問題であることが判明した場合には、一般相談をご紹介します。

Q.5 どのような相談ができるのですか。

A.5 相談の内容が法的な保護を受けられる事柄か、どこに通報したらよいか、通報をした場合のリスクやこれを避ける方法などについて、相談に応じます。

また、公益通報をしたことによって解雇等の不利益処分を受けた方の相談にも応じています。

Q.6 相談料はどうなっていますか。

A.6 相談料は無料です。お気軽にご相談ください。

Q.7 弁護士会の相談窓口、匿名で相談することは出来ますか。

A.7 匿名の場合には弁護士から連絡した場合に本人が否かの確認ができませんので、実名でお願いいたします。

Q.8 法人以外の団体や個人事業者の法令違反行為についても公益通報者保護法による保護の対象となりますか。

A.8 法人以外の団体や個人事業者の法令違反行為についても公益通報者保護法による保護の対象となります。公益通報者保護法は第2条で「法人その他の団体及び事業を行う個人をいう」と規定しています。

Q.9 私の勤務している企業(法人)が、外部の法律事務所に頼んで、相談窓口や通報窓口となってもらえることはできますか。

A.9 できます。東京弁護士会では、相談窓口や通報窓口となる法律事務所の紹介も行っていますので、お気軽にご相談ください(東京弁護士会 公益通報者保護相談事務局 連絡先電話番号:03-3581-2206)。

弁護士は、その職務上知り得た秘密を保持する義務を負っています(弁護士法23条)。したがって、企業外部の法律事務所を相談窓口や通報窓口とすることによって、情報管理や法令遵守を徹底することができ、公益通報についての適切な処理ができます。

通報を考えている人にとっては、社外の弁護士が相談窓口となっていたほうが安心な場合がありますし、専門家である弁護士から公益通報の手続について適切な説明や助言を受けることができます。

その他の質問については、消費者庁の[公益通報者保護制度ウェブサイト](#)を参照ください。

[A ページトップ](#)

[ご意見・ご要望](#) [このサイトについて](#) [個人情報保護方針](#)

Copyright © TOKYO BAR ASSOCIATION All rights reserved.

公益通報相談カード

通報をしようとする内容をお書き下さい。
用紙が足りないときは、別の用紙に書き足してください。

裏面もありますので、ご記入ください

【これまでに、違法行為を止めようとしたり、通報しようとしたことがあれば、あなたは、何処にどのような働きかけをしましたか。どのような対応を受けましたか。】

【あなたが通報して不利益を受けたことがありますか。あるのでしたら、その内容。】

【あなたは、どうしたいですか？】

弁護士会担当者処理欄

受付日	担当弁護士	(登録番号)
受付番号	担当弁護士	(登録番号)

検索キーワードを入力

[ホーム](#) > [問題を抱えてお困りの方へ](#) > [特定分野のアドバイスを受けたとき](#)

特定分野のアドバイスを受けたとき

弁護士紹介センター

あなたに必要な弁護士を紹介します。

第一東京弁護士会の弁護士紹介センターは、事業者、地方公共団体及び諸団体に対し、顧問弁護士の紹介、事業者向け弁護士の紹介、特定取扱分野弁護士の紹介などを誠意をもって迅速に行います。



当番弁護士センター

民事介入暴力対策
被害者センター

犯罪被害者のための
弁護士ネットワーク

成年後見センター(しんらい)

遺言センター

弁護士紹介センター

環境なんでも110番

公益通報(内部告発)
相談窓口

当会所属弁護士に対する
苦情

今後実施予定の相談会

仲裁センター

住宅紛争審査会

顧問弁護士の紹介制度

顧問弁護士は、あなたの企業にとって転ばぬ先の杖です。

何時でも何処でも法律問題を相談できます。

顧問弁護士は誠意をもって相談に応じます。

何か起これば直ぐに対処してくれます。

企業の業務内容に応じて、あらゆる専門分野の弁護士を紹介できます。

顧問料は話し合いで決める安心価格です。

社外取締役、社外監査役の弁護士紹介制度

弁護士を社外取締役、社外監査役とすることは、企業の理性です。

弁護士紹介センターは、誠実且つ有能な弁護士を、社外取締役、社外監査役として紹介します。

弁護士の社外取締役、社外監査役は、企業を守り、発展させてくれます。

事業者向け弁護士紹介制度

「企業の事業承継部門」

日本経済が発展を続けていくためには、中小企業の健全な発展のための環境を整備していくことが必要ですが、そのような中小企業にとって、大きな問題となっているのが事業承継対策です。事業承継を円滑に進めるためには、会社の現状の把握、承継の方法・後継者の確定、事業承継計画の作成・実行というステップを踏む必要があります。当紹介センターでは、税理士・公認会計士と連携しつつ、事業承継に関する

法律面の全般において、事業承継をサポートする弁護士を紹介します。

「企業の公益通報外部窓口部門」

公益通報者保護法が平成18年4月から施行されましたが、それに伴って企業にとっても公益通報制度が極めて重要な機能を果たすこととなりました。内閣府国民生活局のガイドラインでは、新しく公益通報窓口を設置する場合には法律事務所等に委託するなど、公益通報窓口を事業者の外部に設置することが望ましいとされています。当会では公益通報制度について専門研修を受けた弁護士をご紹介しますので、是非ご検討ください。

その他、企業側の労働法制部門、コンプライアンス部門、会社更生・民事再生申立部門、地方公共団体の債権回収部門など、様々な部門において事業者向け弁護士を紹介することができます。

特定取扱い分野弁護士紹介制度

「税務争訟分野」

税務調査を受け、係官から修正申告を出すよう求められている方に、税理士と違った角度からのアドバイスをする弁護士を紹介します。更に課税処分を受けたが、これに不服がある方に、税務争訟に詳しい弁護士を紹介します。

その他、知的財産法分野、金融取引法務分野、独占禁止法分野など、様々な特定取扱い分野の弁護士を紹介することができます。

1 弁護士紹介センターに電話又はFAXで連絡



2 紹介の申込



所定の申込用紙があります。

3 審査・選任



審査部会で紹介弁護士を厳正・迅速に審査・選任します。

4 弁護士紹介



適任の弁護士を2～3名リストアップして、申込者に情報を開示します。

なお、お申込みいただいても、紹介できない場合もございます。

5 顧問契約・委任契約の締結



顧問契約・委任契約の内容は弁護士紹介センターで審査しますので、安心です。

第一東京弁護士会 弁護士紹介センター



TEL. 03-3595-8575 FAX. 03-3595-8576

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館11階

受付時間 月曜～金曜 午前10時～午後4時(祝祭日・年末年始を除く)